

(単体発注・事前審査型)
沖縄県病院事業局 一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、一般競争入札（以下「入札」という。）を次のとおり実施する。

令和7年3月13日

沖縄県病院事業管理者
病院事業局長 本竹 秀光

1 業務概要

| | | | |
|-----|----------------|---|---|
| (1) | 業務名 | 県立北部病院附属伊平屋診療所施設等新築工事監理業務 | |
| (2) | 履行場所 | 伊平屋村 | |
| (3) | 業務内容 | 診療所及び医師住宅新築工事に係る監理業務 (別冊仕様書のとおり。) | |
| (4) | 履行期限 | 契約締結日の翌日から364日間 | |
| (5) | 発注形態 | 単体発注 | |
| (6) | 資格審査方法 | 事前審査型 | |
| (7) | その他適用のある法令、制度等 | <input checked="" type="radio"/> 最低制限価格制度 | ※本入札案件には最低制限価格が設定されているため、その申込みに係る価格が最低制限価格に満たない者は落札者となることができない。 ※最低制限価格については、沖縄県財務規則第129条第1項を適用する。 |
| | | <input type="radio"/> 議会議決 | ※本業務に係る契約は、地方自治法第96条の規定に基づき沖縄県議会の議決を得る必要があるため、落札決定後は仮契約を締結し、沖縄県議会の議決を経て通知したときに本契約となる。 |
| | | <input type="radio"/> 準備手続 (予算成立前) | ※本手続は、次年度当初（補正）予算成立を前提とした年度開始（予算成立）前からの準備手続であり、予算成立後に効力を生じる事業である。したがって、県議会において当初（補正）予算案が否決された場合は、契約を締結しない。また、次年度当初（補正）予算成立後においても、国庫支出金に係る交付申請等の手続の関係上、入札を延期する場合がある。 |
| | | <input type="radio"/> 準備手続 (交付決定前) | ※本手続は、国庫支出金に係る予算使用を前提とした事前準備手続であり、交付決定後に効力を生じる事業である。したがって、交付申請等の手続の関係上、入札を延期する場合がある。 |
| | | <input type="radio"/> 準備手続 (繰越承認前) | ※本手続は、県議会における繰越承認を前提とした事前準備手続であり、議会承認後に効力を生じる事業である。したがって、県議会において、本業務に係る予算の繰越承認が否決された場合は、延期又は中止することがある。また、予算の繰越承認後においても、国庫支出金に係る繰越(翌債)手続の関係上、入札を延期する場合がある。 |
| | | <input checked="" type="radio"/> 債務負担行為工事 | ※本工事は、債務負担行為に係る契約の特則の適用を受け、かつ、 ゼロ県債活用工事 である。 |
| (8) | 適用する技術者単価 | 令和6年度 設計業務委託等技術者単価 | ※本業務の予定価格は、左記に示す設計業務委託等技術者単価を適用して積算しており、入札参加者は同単価を適用して見積りを行い入札すること。 |

2 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

| | | | |
|------|--|--|---|
| (1) | 業種区分 | 建築関係コンサルタント | (1)の業種において、(2)に表示する年度に沖縄県の測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿に登録があること。 なお、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。 |
| (2) | 測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿 | 令和5・6年度 | |
| (3) | 登録業種 | 建築一般 | (2)に表示する年度に沖縄県の測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録資格者名簿において(3)の業種が登録されていること。 |
| (4) | 有資格者 | 一級建築士(1人以上) | (4)に示す有資格者が所属していること。 |
| (5) | 地域要件 | 沖縄県内 | (2)に表示する年度に沖縄県の測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録資格者名簿において県内コンサルタント名簿に登載され、本社住所が(5)に示す地域に所在していること。 |
| (6) | 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。 | | |
| (7) | 一般競争入札参加資格確認申請書(以下、「申請書」という。)の提出期限日から落札決定日までの期間に、本県の指名停止措置を受けていないこと。 | | |
| (8) | 入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、沖縄県土木建築部競争入札心得第3条第2項の規定に抵触するものではない。 ア 資本関係 次のいずれかに該当する二者の場合 (ア) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同法同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合 (イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合 イ 人的関係 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更正会社をいう。)である場合を除く。 (ア) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 (1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役 (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 (2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 (3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。) (4) 組合の理事 (5) その他業務を執行する者であって、(1)から(4)までに掲げる者に準ずる者 (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合 組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合 | | |
| (9) | 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県発注業務等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。 | | |
| (10) | 業務実績 | 対象期間 自 平成31年4月1日 至 令和7年3月25日 | 左記の期間内に下記の全てを満たす1件以上の業務実績を有すること。 |
| | 建築物用途 | 令和6年国土交通省告示第8号別添2第六号、第十号に掲げる施設 | |
| | 主たる構造 | 鉄筋コンクリート造 | |
| | 延べ面積 | 200m ² 以上 | |
| | 業務内容 | 次のア～ウのいずれかに該当する業務であること。ただし、取り消し線の部分を除く。 ア 基本設計(新築又は改築又は改修又は解体) イ 実施設計(新築又は改築又は改修又は解体) ウ 工事監理(新築又は改築又は改修又は解体) | |
| | 発注者 | 国、県、他の地方公共団体(※1)、その他の公共団体(※2)又は独立行政法人等(※3)(以下、「公共団体等」という。) ※1 他の地方公共団体は、地方自治法に規定する普通地方公共団体及び特別地方公共団体をいう。 ※2 その他の公共団体は、公共組合(健康保険組合、土地区画整理組合、土地改良区、農業共済組合等)、營造物法人(公庫、公団、事業団)、地方三公社(土地開発公社、住宅供給公社、道路公社)をいう。 ※3 独立行政法人等は、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、公立大学法人、地方共同法人をいう。 | |

| | | |
|------|---------|---|
| | 備考 | 設計共同体の構成員としての業務実績は、出資比率20%以上のものに限り対象とする。 |
| (11) | 配置予定技術者 | 下記の要件を満たす 管理技術者及び各主任担当技術者を配置できること。また、各技術者はそれぞれ1名とする。 |
| | | 管理技術者 資格 一級建築士 |
| | | 業務実績 平成31年4月1日以降に完了した1件以上の、(11)に示す業務実績を有していること。 |
| | | 雇用関係 過去3ヶ月以上にわたり参加希望者と直接的な雇用関係があること。 |
| | | 主任担当技術者は、下記の分担業務分野ごとに配置し、分野ごとにいずれかの資格を有すること。 |
| | | 主任担当技術者 分担業務分野 総合 一級建築士、二級建築士 |
| | | 主任担当技術者 分担業務分野 構造 一級建築士、構造一級建築士、二級建築士 |
| | | 主任担当技術者 分担業務分野 電気 建築設備士、技術士（電気電子または総合技術監理部門（電気電子））、一級建築士、設備設計一級建築士、一級電気工事施工管理技士、二級電気工事施工管理技士 |
| | | 主任担当技術者 分担業務分野 機械 建築設備士、技術士（機械部門（選択科目を「流体工学」、「熱工学」とするものに限る。）、上下水道部門又は衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体工学」、「熱工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。））、一級建築士、設備設計一級建築士、一級管工事施工管理技士、二級管工事施工管理技士 |
| | | 主任担当技術者 所属 主任担当技術者は沖縄県土木建築部における令和5・6年度測量及び建設コンサルタント等入札参加資格者名簿に登録されている事務所に所属している者であること。 |
| | 技術者の兼任 | <ul style="list-style-type: none"> ・管理技術者と主任担当技術者（総合）は兼任することができる。 ・主任担当技術者（機械）と主任担当技術者（電気）は兼任することができる。 |
| (13) | 業務の再委託 | <ul style="list-style-type: none"> ・分担業務分野のうち、「総合」を再委託しないこと。 ・業務の一部を再委託する場合、再委託先である協力事務所は、当該協力事務所が本県の指名停止措置を受けていないこと。 |
| (14) | その他の条件 | - |

3 入札手続等

| | | | | | | | | | |
|--------------------------------|---|---|---------------------|--------------|--|--|--|--|--|
| (1) 手續方法 | 紙入札 | 本業務は、入札手続き（申請書の提出から落札者決定まで）を紙（書面）で行う案件である。 | | | | | | | |
| (2) 仕様書等の配布 | 期 間 | 自 令和7年3月13日 ~ 至 令和7年3月25日 | | | | | | | |
| | 配 布 方 法 | 沖縄県病院事業局 総務企画課・経営課・管理課ホームページ内からダウンロード https://byoinjigyokyoku.pref.okinawa.jp/ | | | | | | | |
| | 問い合わせ先 | 沖縄県病院事業局 経営課 施設整備・I C T推進班 | 電話番号 | 098-866-2636 | | | | | |
| (3) 審査にかかる 申請書等の提出 (入札前) | 本入札の参加希望者は、入札参加資格を有することを証明するため、申請書等を提出し、契約担当者から入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。 なお、期限までに申請書等を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。 | | | | | | | | |
| | 提 出 期 限 | 令和7年3月25日 (火) 17:00 まで | | | | | | | |
| | 提 出 先 | 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号（沖縄県庁舎4階） 沖縄県病院事業局 経営課 施設整備・I C T推進班 (電話番号) 098-866-2636 (担当) 浦崎 | 提出部数 | 1部 | | | | | |
| | 提 出 方 法 | 持参又は郵送（提出期限必着。郵送による場合は、簡易書留郵便とする。） | | | | | | | |
| (4) 入札参加資格の確認 | 入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、以下の日までにF A Xにて通知し、追って原本を郵送する。 令和7年3月25日 (火) | | | | | | | | |
| (5) 入札期日等 | 紙入札 | 持 参 日 時 | 令和7年3月28日 (金) 13:30 | | | | | | |
| | | 持 参 场 所 | 沖縄県教育庁第2会議室（県庁13階） | | | | | | |
| | 入札の方法 | 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（計画通知等申請手数料は非課税額として見積る契約金額に含まれます。）を入札書に記載すること。 | | | | | | | |
| | 紙入札時の 注意事項 | (1) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。 (2) この公告の記載に従い、入札書、委任状には業務名及び引渡場所を記入すること。 (3) 入札書のくじ番号(任意の数字3桁)を必ず記入すること。 (4) 代理人が入札を行う場合、委任状を持参すること。委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。 | | | | | | | |
| | 業務費内訳書の 提出 | (1) 第1回目の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した業務費内訳書（様式自由）を提出すること。 (2) 業務費内訳書には、作成年月日、業務名、種別、細目に相当する項目に対応するものの単位、数量、単価及び金額を明らかにし、商号又は名称並びに住所及び代表者名を記載するとともに、代表者印を押印すること。（別添数量書を参照） (3) 提出された業務費内訳書について、契約担当者（これらの者の補助者を含む。）が説明を求めることがある。 | | | | | | | |
| (6) 入札の辞退等 | (1)申請書等の提出後、都合により入札を辞退する場合は、入札締切日時の前までに入札辞退届（任意様式）を提出すること。 (沖縄県土木建築部契約関係例規集>2-8 参照) ※【沖縄県土木建築部契約関係例規集】 https://www.pref.okinawa.jp/shigoto/nyusatsukeiyaku/1012089/1015978.html (2)落札決定後、入札を辞退する場合は、指名停止する場合がある。 (沖縄県土木建築部契約関係例規集>1-4 参照) | | | | | | | | |
| (7) 開札日時 | 令和7年3月28日 (金) 13:30 | | | | | | | | |
| (8) 落札者の決定方法 | 開札後、予定価格の範囲内で有効な最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。 なお、最低価格で入札をした者が2者以上いる場合は、くじにより1位の者を定め落札者とする。 | | | | | | | | |

| | |
|------------------|--|
| (9) 本入札に係る資料の取扱い | (ア)申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。 (イ)契約担当者は、入札参加資格の確認のため以外に、提出された申請書等を使用しない。 (ウ)申請書等の修正、差し替え、追加、再提出（以下「修正等」という。）は、提出期限内に限り認める。提出期限後に、書類の記載漏れや添付漏れ等が見付かった場合は、入札参加資格なしとなり、落札者となることはできない。 (エ)提出期限を過ぎた場合、申請書等は受け付けない。 (オ)提出された申請書等は、返却しない。 (カ)申請書等及び追加資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行う事がある。 |
| (10) その他 | 本業務の対象となる工事に係る入札が不調又は不落となった場合は、本入札手続きを延期又は中止する場合がある。 |

4 入札保証金及び契約保証金

| | | |
|------------------------------------|---|---|
| (1) 入札保証金 | 以下により、納付の必要あり（沖縄県病院事業局財務規程第132条） 入札保証金の金額等は、見積る契約金額の100分の5以上とする。ただし、次のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。 ア 入札に参加しようとする者が入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に沖縄県病院事業局（以下「局」という。）を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出した場合 イ 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書類を提出した場合 ※1 入札保証金の金額等とは、有価証券等の総額、金融機関の入札保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。 ※2 見積る契約金額とは、入札参加者が消費税法に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。 ※3 一度提出された入札保証金の納付等の変更はできないものとする。 なお、次の者は入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。 (1) 期限までに入札保証金の納付、若しくは納付に代わる上記ア、イのいずれかに係る書類の提出のない者 (2) 入札保証金の金額等並びに契約保証予約に係る額が上記の条件に満たない場合 (3) 入札保証金等の納付等に係る書類に不備があった場合 | |
| 入札保証金（現金の場合） | 提 出 期 限 | 令和7年3月27日（木）17:00まで |
| | 提 出 先 | 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号（沖縄県庁舎4階） 沖縄県病院事業局 経営課 施設整備・ICT推進班（担当者：浦崎） 連絡先 098-866-2636 |
| | 提 出 方 法 | ①令和7年3月27日（木）正午までに「入札保証金納付書発行依頼書」及び「債務者登録票」を上記提出先に提出。 <u>※事前に電話連絡すること。</u> 【沖縄県土木建築部契約関係例規集>2-13】 https://www.pref.okinawa.jp/shigoto/nyusatsukeiyaku/1012089/1015978.html ②局が発行する納入通知書により金融機関で納付後、令和7年3月27日（木）17:00までに当該受領書（写し）を上記提出先に提出。 |
| 入札保証保険証券・入札保証書・契約保証予約証書 | 提 出 期 限 | 令和7年3月27日（木）17:00まで |
| | 提 出 先 | 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号（沖縄県庁舎4階） 沖縄県病院事業局 経営課 施設整備・ICT推進班（担当者：浦崎） 連絡先 098-866-2636 |
| | 提 出 方 法 | 持参又は郵送（提出期限必着。郵送による場合は、簡易書留郵便とする。） |
| | そ の 他 | 保険期間又は保証期間は、入札日から2か月とする。 |
| 過去2箇年の間に国又は地方公共団体等との実績により免除に該当する場合 | 提 出 期 限 | 令和7年3月27日（木）17:00まで |
| | 提 出 先 | 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号（沖縄県庁舎4階） 沖縄県病院事業局 経営課 施設整備・ICT推進班（担当者：浦崎） 連絡先 098-866-2636 |
| | 提 出 方 法 | 持参又は郵送（提出期限必着。郵送による場合は、簡易書留郵便とする。） |
| | そ の 他 | 沖縄県病院事業局財務規程第132条第2項第3号に該当する2件以上の実績を、配布資料『地方公共団体等契約状況』に記載の上、次の①、②と併せて提出すること。 ①契約書の写し（当初契約書から業務完了までの改定契約書を含む。） ②業務完了が分かる資料の写し（検査結果通知書等） |
| 有価証券等 | 受入日時・受入方法等の調整があるので、事前に上記担当者まで電話連絡すること。 | |

| | |
|-----------|---|
| (2) 契約保証金 | 契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。但し、以下のいずれかに該当すると認められる場合は免除する。（沖縄県病院事業局財務規程133条関係） (1)契約の相手が保険会社との間に局を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 (2)国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。 |
|-----------|---|

5 その他の事項

| | | |
|-----------------|---|-----------------------------|
| (1) 入札の無効 | 本公告に示した入札参加資格を有しない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。 また、申請書等に虚偽の記載があった場合、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」（※）に基づく指名停止を行うことがある。 ※【沖縄県土木建築部契約関係例規集>1-4】 https://www.pref.okinawa.jp/shigoto/nyusatsukeiyaku/1012089/1015978.html | |
| (2) 支払条件 | 前 金 払 | なし |
| | 部 分 払 | 「昭和47年7月11日土総第393号通知」に基づく回数 |
| (3) 契約締結の時期等 | (1) 本業務に係る契約は、落札者の決定後7日以内に締結する。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りでない。 (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。 | |
| (4) 業務委託料の変更等 | 本業務の契約締結後、本業務の業務委託料の変更協議をする場合及び本業務と関連する業務を本業務受注者と随意契約する場合、変更協議又は関連する業務の予定価格の算定は、本業務の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額又は関連業務の設計額に乗じた額で行う。 | |
| (5) 入札参加者等の遵守事項 | 入札参加者は、「沖縄県土木建築部競争入札心得（※）」、「建築工事監理業務委託契約約款（※）」及び「仕様書」を熟読し、これを遵守すること。 ※【沖縄県土木建築部契約関係例規集>1-13、1-32】 https://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/nyuusatu/keiyakukannkeireikisuu.html | |
| (6) 配置予定技術者の確認 | 病気、死亡、退職等の場合でやむを得ないとして承認された場合を除き、申請書等の差し替えは認めない。また、やむを得ない理由により配置予定技術者を変更する場合は、2(12)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。 | |

6 本公告に関する質問及び回答

| | | |
|-------------------|--------|--|
| (1) 入札・契約手続に関すること | 問い合わせ先 | 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁舎4階 沖縄県病院事業局 経営課 施設整備・ICT推進班 担当者：浦崎 電話：098-866-2636 |
| (2) 上記(1)以外に関すること | 質問提出書先 | 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁舎4階 沖縄県病院事業局 経営課 施設整備・ICT推進班 担当者：浦崎 電話：098-866-2636 FAX：098-866-2565 |
| | 問い合わせ先 | 上記、質問書提出先と同じ。 |
| | 提出期間 | 令和7年3月13日（木）から 令和7年3月18日（火） ※上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで |
| | 提出方法 | 持参又はFAX ※FAXで提出する場合は、必ず電話で到達確認を行うこと。 |
| | 回答方法 | 質問に対する回答書は以下の期間、沖縄県病院事業局 総務企画課・経営課・管理課ホームページ内に掲載する。 https://byoinjigyokyoku.pref.okinawa.jp/ |
| | 期間 | 令和7年3月21日（金）から 令和7年3月28日（金）まで ※上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで |

7 苦情申立て

| | | |
|--------------------------------------|---|---|
| (1) 入札参加資格が無いと認められた者がその理由に対して不服がある場合 | 入札参加資格がないと認められた者は、入札参加資格がないと認めた理由について、契約担当者に対し説明を求めることができる。 契約担当者は、説明を求められたときは、苦情申立て期限日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対し書面をもって回答する。 | |
| | 提 出 期 限 | 入札参加資格確認結果の通知を行った日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）とする。 |
| | 提 出 先 | 沖縄県病院事業局 経営課 施設整備・ICT推進班 担当者：浦崎 |
| | 提 出 方 法 | 書面（様式自由）を持参又は郵送（提出期限必着。郵送による場合は、簡易書留郵便とする。） |
| (2) 再苦情申立て | <p>上記(1)の理由説明に不服がある者は、理由説明に係る書面を通知した日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に、再苦情申立書（様式第4号）により契約担当者に対し、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てに係る審議は、沖縄県公共工事入札契約適正化委員会で行う。</p> <p>ア 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間 受付窓口： 沖縄県病院事業局経営課 施設整備・ICT推進班 受付時間： 午前9時から午後5時まで</p> <p>イ 再苦情申立てに関する書類等の配布場所 沖縄県病院事業局 経営課 施設整備・ICT推進班 電話 098-866-2636</p> | |